

京都市告示第479号

土壤汚染対策法第6条第1項及び第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定します。

令和2年12月22日

京都市長 門川 大作

1 土壤汚染対策法第6条第1項の規定に基づき指定する区域

(1) 土地の所在地

京都市中京区壬生東高田町1番20の一部

(2) 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物

(3) 講ずべき指示措置の内容

土壤汚染対策法施行規則別表第6の1の項の中欄に定める「地下水の水質の測定」

2 土壤汚染対策法第11条第1項の規定に基づき指定する区域

(1) 土地の所在地

京都市中京区壬生東高田町1番20の一部

(2) 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

水銀及びその化合物、^ひ砒素及びその化合物、ほう素及びその化合物

(3) 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

(環境政策局環境企画部環境指導課)

京都市告示第 192 号

土壤汚染対策法第 6 条第 1 項及び第 11 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 11 月 12 日付け京都市告示第 406 号及び令和 2 年 12 月 22 日付け京都市告示第 479 号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域の一部について、同法第 6 条第 4 項及び第 11 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり指定を解除します。

令和 3 年 6 月 24 日

京都市長 門川大作

1 土壤汚染対策法第 6 条第 4 項の規定に基づき指定を解除する区域

(1) 土地の所在地

京都市中京区壬生東高田町 1 番 20 の一部

(2) 土壤汚染対策法施行規則第 31 条第 1 項の基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物

(3) 講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去

2 土壤汚染対策法第 11 条第 2 項の規定に基づき指定を解除する区域

(1) 土地の所在地

京都市中京区壬生東高田町 1 番 20 の一部

(2) 土壤汚染対策法施行規則第 31 条第 2 項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

(3) 講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去

(環境政策局環境企画部環境指導課)

京都市告示第 5 4 2号

土壤汚染対策法第 1 1 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 1 1 月 1 2 日付け京都市告示第 4 0 6 号及び令和 2 年 1 2 月 2 2 日付け京都市告示第 4 7 9 号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域の一部について、同法第 1 1 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり指定を解除します。

令和 4 年 1 月 2 6 日

京都市長 門 川 大 作

1 土地の所在地

京都市中京区壬生東高田町 1 番 2 0 の一部

2 土壤汚染対策法施行規則第 3 1 条第 1 項の基準に適合していない特定有害物質の種類

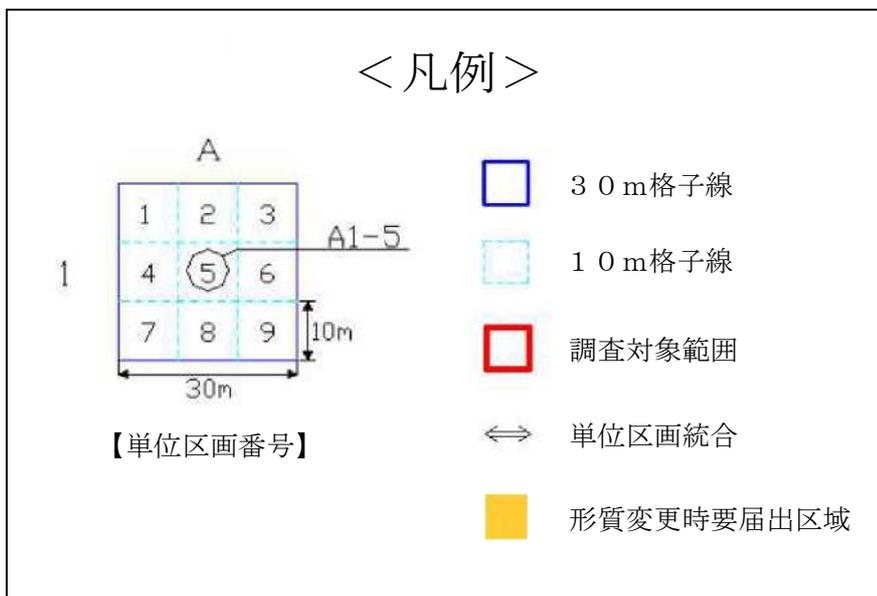
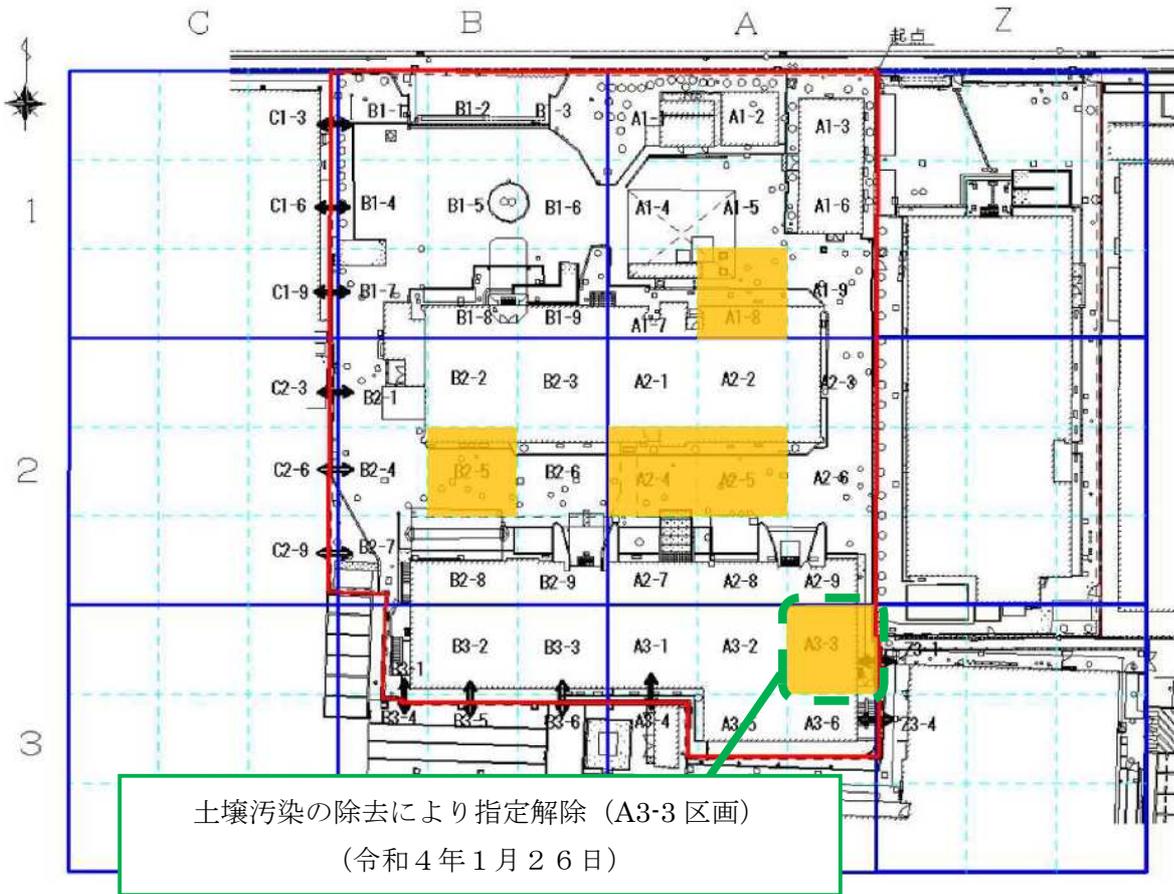
水銀及びその化合物

3 講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去

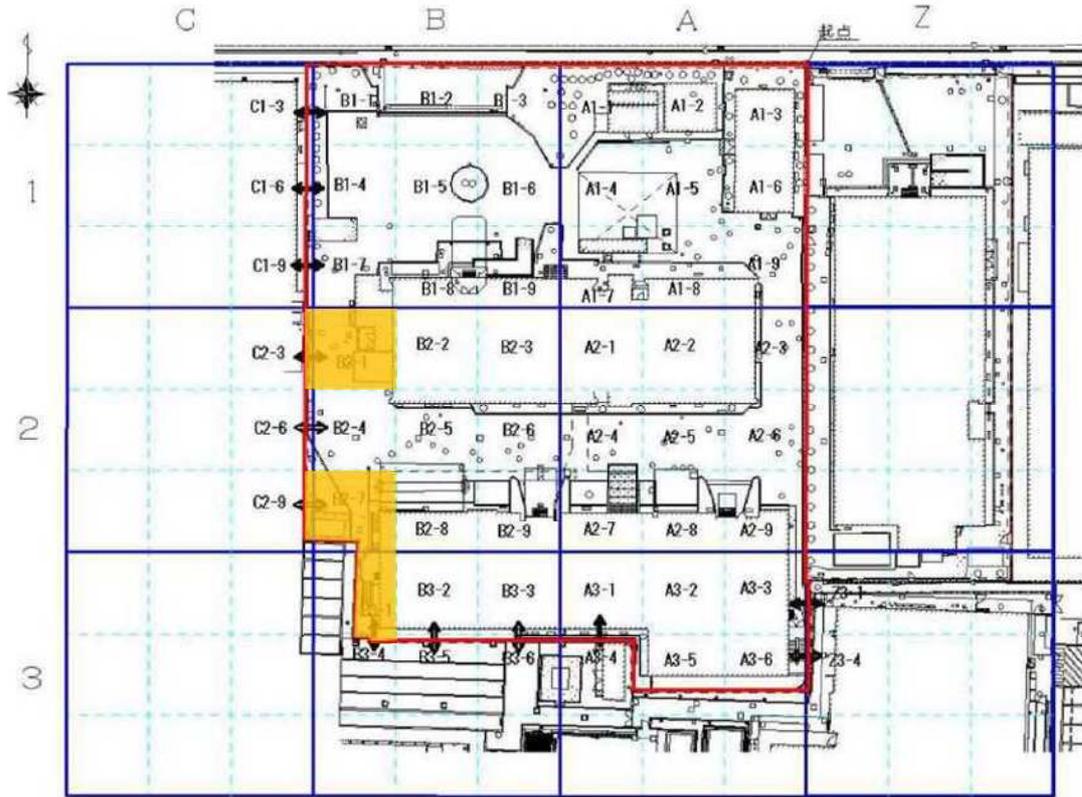
(環境政策局環境企画部環境指導課)

形質変更時要届出区域
(水銀及びその化合物の土壌溶出量基準超過)

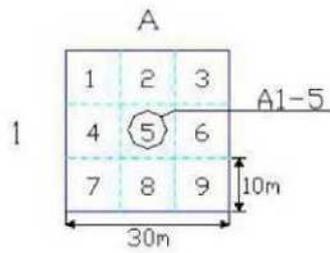


形質変更時要届出区域

(砒素及びその化合物の土壤溶出量基準超過)



<凡例>



【単位区画番号】

 30m格子線

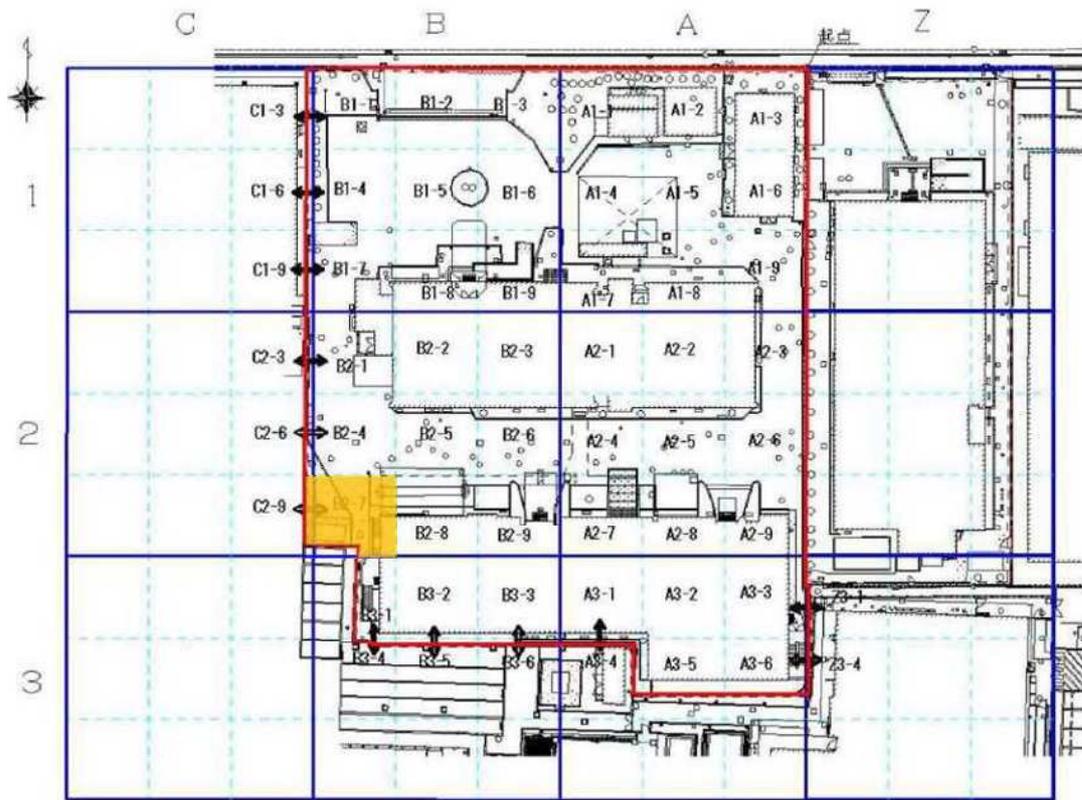
 10m格子線

 調査対象範囲

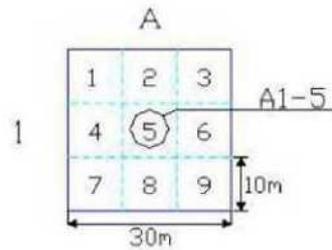
 単位区画統合

 形質変更時要届出区域

形質変更時要届出区域
 (ほう素及びその化合物の土壌溶出量基準超過)



< 凡例 >



【単位区画番号】

 30m格子線

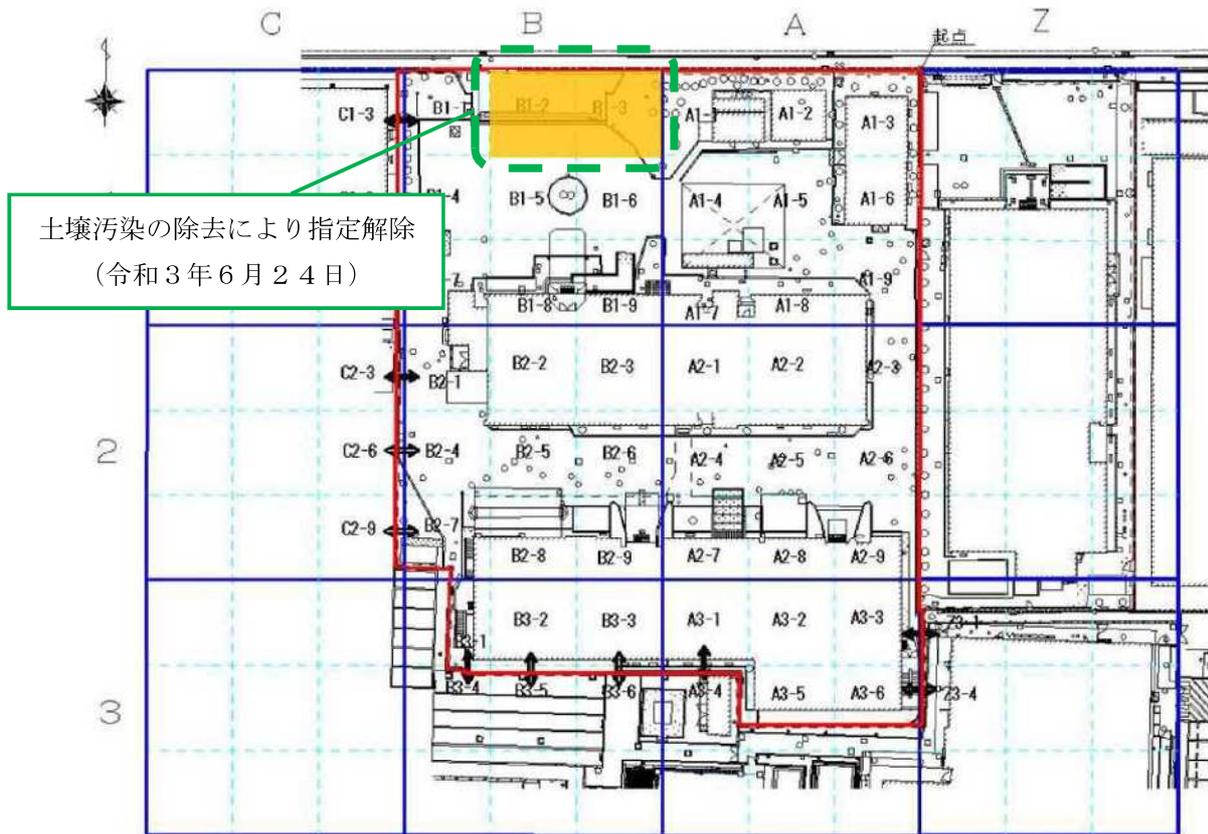
 10m格子線

 調査対象範囲

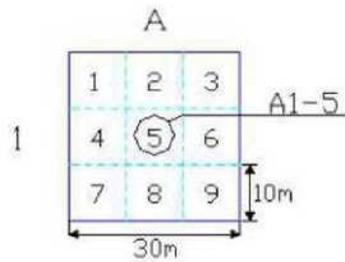
 単位区画統合

 形質変更時要届出区域

形質変更時要届出区域
(鉛及びその化合物の土壤含有量基準超過)



< 凡例 >



【単位区画番号】

30m 格子線

10m 格子線

調査対象範囲

単位区画統合

形質変更時要届出区域